

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁  
各 教 育 事 務 所  
各 教 育 機 関  
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改める。

令和 6 年 3 月 29 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
<p>(文書等の種類及び書式)</p> <p><b>第 8 条</b> (略)</p> <p>2 文書等の書式は、別に定めがあるもののほか、文書課長の定めるところによる。</p> <p>(公印の使用)</p> <p><b>第24条</b> 公印を使用するときは、押印する文書等に決裁文書を添えて公印管守者又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務担当者の收受手続)</p> <p><b>第33条</b> 事務担当者は、前条第 2 項の規定により配布を受けた文書等の余白に様式第 9 号による收受日付印を押し、<u>文書収発簿</u>に必要な事項を記載して、<u>文書収発簿に記載された番号</u>と同一の番号を收受日付印の番号欄に記載後、<u>文書収発簿の受領印欄に押印</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の收受日付印の日付は、文書課で收受日付印を押ししてあるものについては、その日付と同一の日付を用いるものとする。</p>	<p>(文書等の種類及び書式)</p> <p><b>第 8 条</b> (略)</p> <p>2 文書等の書式は、別に定めがあるもののほか、<u>法務課長及び文書課長の定め</u>るところによる。</p> <p>(公印の使用)</p> <p><b>第24条</b> 公印を使用するときは、押印する文書等に決裁文書 (<u>決裁を終えた文書等をいう。以下同じ。</u>) を添えて公印管守者又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務担当者の收受手続)</p> <p><b>第33条</b> 事務担当者は、前条第 2 項の規定により配布を受けた文書等の余白に様式第 9 号による收受日付印を押し、<u>管理データベース</u>に必要な事項を登録して、<u>第11条第 1 項第 3 号イの文書管理者が付けた番号</u>と同一の番号を收受日付印の番号欄に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、管理データベースを利用することが困難な場合は、文書収発簿に必要な事項を記載して、文書収発簿に記載された番号と同一の番号を收受日付印の番号欄に記載後、文書収発簿の受領印欄に押印</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>前 2 項</u>の收受日付印の日付は、文書課で收受日付印を押ししてあるものについては、その日付と同一の日付を用いるものとする。</p>

3 第1項の規定にかかわらず、軽易な文書等については、文書収発簿への記載を省略することができる。

4～6 (略)

(文書管理者の処理)

**第34条** 文書管理者は、前条第6項の規定により事務担当者から指示を求められた文書等のうち重要又は異例に属するものについては、直ちに、教育長又は教育部長の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。

(ファクシミリ及び電子メールによる收受)

**第38条** 第27条から前条までの規定にかかわらず、ファクシミリ及び電子メールによる收受の方法については、別に定めるところによる。

(配布又は処理の指示を受けた文書等の処理)

**第39条** 事務担当者は、文書等の配布又は処理の指示を受けたときは、起案、供覧その他の方法により、これを処理しなければならない。

2 配布又は処理の指示を受けた文書等で、他の課(室)に関係するものは、速やかに、その旨を関係課(室)に連絡し、又はその写しを送付しなければならない。

(定例的又は軽易な事案の起案)

**第42条** 定例的又は軽易な事案は、次に掲げる方法により起案することができる。

(1)～(4) (略)

(文書等の送達の方法)

**第54条** 文書等は、郵送、特定信書便、宅配便、使送又は直渡しの方法により送達するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書等のうち、権利の得失又は変更に関係のないもの、軽易なもの等については、ファクシミリ又は電子メール

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、軽易な文書等については、管理データベースへの登録又は文書収発簿への記載を省略することができる。

5～7 (略)

(文書管理者の処理)

**第34条** 文書管理者は、前条第7項の規定により事務担当者から指示を求められた文書等のうち重要又は異例に属するものについては、直ちに、教育長又は教育部長の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。

(電子メール等による收受)

**第38条** 第27条から前条までの規定にかかわらず、電子メール、ファクシミリ等による收受の方法については、別に定めるところによる。

(配布等を受けた文書等の処理)

**第39条** 事務担当者は、文書等の配布を受け、若しくは受信をし、又は処理の指示を受けたときは、起案、供覧その他の方法により、これを処理しなければならない。

2 配布を受け、若しくは受信をし、又は処理の指示を受けた文書等で、他の課(室)に関係するものは、速やかに、その旨を関係課(室)に連絡し、又はその写しを送付しなければならない。

(定例的又は軽易な事案の起案)

**第42条** 定例的又は軽易な事案は、管理データベースを利用することが困難な場合には、次に掲げる方法により起案することができる。

(1)～(4) (略)

(文書等の送達の方法)

**第54条** 文書等は、郵送、特定信書便、宅配便、使送、直渡し又は電子メール、ファクシミリ等の利用により送達するものとする。

2 前項の規定による電子メール、ファクシミリ等の利用による送達の方法については、別に定める。

により送達することができるものとし、その方法については、別に定める。

(登載手続)

**第57条** 県公報に登載する事項の原稿は、決裁文書に基づき主管課(室)で浄書及び照合をし、「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して、発行日前4日の午前10時までに文書課へ回付しなければならない。この場合において、県の休日は、1日に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、文書課長は、特に必要があると認めたときは、原稿の回付の方法又は期限を変更することができる。

(校正)

**第60条** 県公報の校正は、文書課及び主管課(室)で行う。

(訂正の手続)

**第61条** 主管課(室)長は、県公報に登載された事項に誤りを発見したときは、直ちに、その旨を文書課長に通知しなければならない。

様式第11号 (略)

(略)

(注)

1 (その1)は、教育部で使用し、(その2)は県立学校で使用すること。

2 (略)

(登載手続)

**第57条** 県公報に登載する事項の原稿は、決裁文書に基づき主管課(室)で浄書及び照合をし、「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して、発行日前4日の午前10時までに法務課へ回付しなければならない。この場合において、県の休日は、1日に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、法務課長は、特に必要があると認めたときは、原稿の回付の方法又は期限を変更することができる。

(校正)

**第60条** 県公報の校正は、法務課及び主管課(室)で行う。

(訂正の手続)

**第61条** 主管課(室)長は、県公報に登載された事項に誤りを発見したときは、直ちに、その旨を法務課長に通知しなければならない。

様式第11号 (略)

(略)

(注)

1 教育部は(その1)を使用し、県立学校は(その1)又は(その2)を使用すること。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	1	教育総務課	教総
	2	教育政策課	教政
	3	教育DX推進課	教D
	4	財務課	教財
	5	教育厚生課	教厚
	6	教育施設課	教施
	7	義務教育課	教義

	8	高校教育課	教高
	9	特別支援教育課	教特
	10	健康体育課	教健
	11	社会教育課	教社
	12	新図書館整備課	教新
	13	幼児教育推進室	教義幼
教育事務所	1	静東教育事務所総務課	東教総
	2	静東教育事務所地域支援課	東教地
	3	静西教育事務所総務課	西教総
	4	静西教育事務所地域支援課	西教地
教育機関（県立学校を除く。）	1	中央図書館総務課	中図総
	2	中央図書館企画振興課	中図企
	3	中央図書館資料課	中図資
	4	中央図書館調査課	中図調
	5	総合教育センター総務企画・ICT推進課	総教総
	6	総合教育センター専門支援部研修課	総教専研
	7	総合教育センター専門支援部特別支援課	総教専特
	8	総合教育センター専門支援部教育相談課	総教専教
	9	総合教育センター総合支援部小中学校支援課	総教総小
	10	総合教育センター総合支援部高等学校支援課	総教総高
	11	焼津青少年の家	焼青
	12	観音山少年自然の家	観少
中学校	1	静岡県立清水南高等学校中部	清南中等
	2	静岡県立浜松西高等学校中部	浜西中等
	3	静岡県立ふじのくに中学校	ふ中
高等学校	1	静岡県立下田高等学校	下田高
	2	静岡県立松崎高等学校	松高
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高
	4	静岡県立伊豆伊東高等学校	伊伊高
	6	静岡県立熱海高等学校	熱高
	7	静岡県立伊豆総合高等学校	伊総高
	8	静岡県立韮山高等学校	韮高
	9	静岡県立伊豆中央高等学校	伊中高
	10	静岡県立田方農業高等学校	田農高
	11	静岡県立三島南高等学校	三南高
	12	静岡県立三島北高等学校	三北高
	13	静岡県立三島長陵高等学校	三長高
	14	静岡県立御殿場高等学校	御高
	15	静岡県立御殿場南高等学校	御南高
	16	静岡県立小山高等学校	小高

17	静岡県立裾野高等学校	裾高
18	静岡県立沼津東高等学校	沼東高
19	静岡県立沼津西高等学校	沼西高
20	静岡県立沼津城北高等学校	沼城高
21	静岡県立沼津工業高等学校	沼工高
22	静岡県立沼津商業高等学校	沼商高
23	静岡県立吉原高等学校	吉高
24	静岡県立吉原工業高等学校	吉工高
25	静岡県立富士高等学校	富高
26	静岡県立富士東高等学校	富東高
27	静岡県立富士宮東高等学校	宮東高
28	静岡県立富士宮北高等学校	宮北高
29	静岡県立富士宮西高等学校	宮西高
30	静岡県立富岳館高等学校	富岳館高
31	静岡県立清水東高等学校	清東高
32	静岡県立清水西高等学校	清西高
33	静岡県立清水南高等学校	清南高
34	静岡県立静岡高等学校	静高
35	静岡県立静岡城北高等学校	静城高
36	静岡県立静岡東高等学校	静東高
37	静岡県立静岡西高等学校	静西高
38	静岡県立駿河総合高等学校	駿総高
39	静岡県立静岡農業高等学校	静農高
40	静岡県立科学技術高等学校	科技高
41	静岡県立静岡商業高等学校	静商高
42	静岡県立静岡中央高等学校	静中高
43	静岡県立焼津中央高等学校	焼中高
44	静岡県立焼津水産高等学校	焼水高
45	静岡県立清流館高等学校	清流館高
46	静岡県立藤枝東高等学校	藤東高
47	静岡県立藤枝西高等学校	藤西高
48	静岡県立藤枝北高等学校	藤北高
49	静岡県立島田高等学校	島高
50	静岡県立島田工業高等学校	島工高
51	静岡県立島田商業高等学校	島商高
52	静岡県立ふじのくに国際高等学校	ふ高
53	静岡県立川根高等学校	川高
54	静岡県立榛原高等学校	榛高
55	静岡県立相良高等学校	相高
56	静岡県立掛川東高等学校	掛東高

	57	静岡県立掛川西高等学校	掛西高
	58	静岡県立掛川工業高等学校	掛工高
	59	静岡県立横須賀高等学校	横高
	60	静岡県立池新田高等学校	池高
	61	静岡県立小笠高等学校	小笠高
	62	静岡県立遠江総合高等学校	遠江高
	63	静岡県立袋井高等学校	袋高
	64	静岡県立袋井商業高等学校	袋商高
	65	静岡県立磐田南高等学校	磐南高
	66	静岡県立磐田北高等学校	磐北高
	67	静岡県立磐田農業高等学校	磐農高
	68	静岡県立磐田西高等学校	磐西高
	69	静岡県立天竜高等学校	天竜高
	70	静岡県立浜松北高等学校	浜北高
	71	静岡県立浜松西高等学校	浜西高
	72	静岡県立浜松南高等学校	浜南高
	73	静岡県立浜松湖東高等学校	浜湖東高
	74	静岡県立浜松湖南高等学校	浜湖南高
	75	静岡県立浜松江之島高等学校	浜江高
	76	静岡県立浜松東高等学校	浜東高
	77	静岡県立浜松大平台高等学校	浜大高
	78	静岡県立浜松工業高等学校	浜工高
	79	静岡県立浜松城北工業高等学校	浜城工高
	80	静岡県立浜松商業高等学校	浜商高
	81	静岡県立浜名高等学校	浜名高
	82	静岡県立浜北西高等学校	浜北西高
	83	静岡県立浜松湖北高等学校	浜湖北高
	84	静岡県立新居高等学校	新高
	85	静岡県立湖西高等学校	湖西高
特別支援学校	1	静岡県立沼津視覚特別支援学校	沼視特
	2	静岡県立静岡視覚特別支援学校	静岡視特
	3	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜視特
	4	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼聴特
	5	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	静岡聴特
	6	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜聴特
	7	静岡県立御殿場特別支援学校	御特
	8	静岡県立沼津特別支援学校	沼特
	9	静岡県立富士特別支援学校	富特
	10	静岡県立静岡北特別支援学校	静岡北特
	11	静岡県立藤枝特別支援学校	藤特

12	静岡県立袋井特別支援学校	袋特
13	静岡県立浜松特別支援学校	浜特
14	静岡県立浜名特別支援学校	浜名特
15	静岡県立東部特別支援学校	東特
16	静岡県立中央特別支援学校	中特
17	静岡県立静岡南部特別支援学校	静岡南特
18	静岡県立西部特別支援学校	西特
19	静岡県立天竜特別支援学校	天特
20	静岡県立浜北特別支援学校	浜北特
21	静岡県立清水特別支援学校	清特
22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特
23	静岡県立掛川特別支援学校	掛特
24	静岡県立伊豆の国特別支援学校	伊特
25	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜み特

**附 則**

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。